

# 子育てについて

## 2 教育の相談

### いじめ等相談

**相談時間** 平日：午前9時～午後5時  
**問い合わせ** 学校教育課 ☎829-1195

### 不登校等相談

**相談時間** 平日：午前9時～午後5時  
**問い合わせ** 長崎市教育研究所 ☎0120-556-275 (こころつなごう)

### 就学相談

学習や集団参加等に不安のある幼児・児童・生徒の就学等に関する相談。

**相談時間** 平日：午前9時～午後5時  
**問い合わせ** 長崎市教育研究所(相談室) ☎825-2932

### 適応指導教室「ひかり」

「ひかり」教室は、不登校児童生徒に対して、学校への登校をはじめとする社会的自立にむけた力を育むことを目的とした教室です。

**相談時間** 平日：午前9時～午後5時  
**問い合わせ** 長崎市教育研究所(相談室) ☎825-2932

### ヤングテレホン(県警少年サポートセンター)

**相談時間** 平日：午前9時～午後5時45分  
**問い合わせ** ☎0120-786-714 (なやむなひとよ)

### 24時間子供SOSダイヤル(親子ホットライン)

**相談時間** 24時間対応  
**問い合わせ** ☎0120-0-78310

## 3 生活相談

### 親権・家庭環境などの相談

**問い合わせ** 長崎家庭裁判所 ☎822-6151

### 夫婦や家族、恋人のこと、人間関係、セクハラ、DVなどの相談

**問い合わせ** アマランス相談(人権男女共同参画室) ※予約優先 ☎826-4417  
 毎日午前10時～正午、午後1時～午後4時(年末年始を除く)  
 水曜夜間電話相談：午後6時～午後8時(祝日・年末年始を除く)

### 民事問題全般に係る相談

**問い合わせ** 自治振興課(市民相談窓口) ☎829-1231  
 平日：午前8時45分～午後5時30分(年末年始を除く)

### 犯罪被害者等の支援に関する相談

**問い合わせ** 自治振興課 ☎829-1211  
 平日：午前8時45分～午後5時30分(年末年始を除く)

### 人生・家族・対人・医療・教育・性などの相談

**問い合わせ** 長崎いのちの電話 ☎842-4343

### 消費生活(多重債務・製品事故も含む)に係る相談

**問い合わせ** 消費者センター ☎829-1234  
 火～日曜日 午前10時～午後5時(月曜日・年末年始は休業)  
 月曜日が祝日の場合は開業し、その翌平日が休業日です。

### 女性に関する相談

**問い合わせ** 長崎子ども・女性・障害者支援センター(県) ☎846-0560

### 不登校・ひきこもり・ニート等に関する相談

**問い合わせ** 長崎県子ども・若者総合相談センター「ゆめおす」 ☎824-6325  
 (月・火・水・金・土 午前10時～午後6時 定休日：日・木・祝日・年末年始)

### コラム Column

### 家庭内の思わぬ事故に気を付けましょう

子どもの成長につれて行動範囲がひろがってくると、家の中でも思わぬ事故の危険がでてきます。子どもは何をするかわかりませんが、ちょっとした油断で取り返しのつかないことになってしまうこともあります。大人にとっては普通の物でも、子どもにとって危険なものかもしれません、一度チェックをしてはいかがでしょうか。

- タバコやカギ、硬貨、電池等、飲み込みそうな物は子どもの手の届かない所に置いてありますか。
- ポット、炊飯器等は子どもの手の届かない所に置いてありますか。
- 階段や段差のあるところには、子どもが落ちないような対策がしてありますか。
- ビニール袋やラップ等を子どもの手の届かない所に置いてありますか。
- テーブルや棚等の家具の角は安全ですか。
- ストーブやヒーターは子どもが触れないようにガードしてありますか。
- 入浴後の浴槽のお湯は抜いてありますか。
- ベランダや窓の側に踏み台になるものはありますか。



## 生活支援・一時的な預かり

### 1 ファミリー・サポート・センター

地域の中で、子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員となって、自宅での預かりなどの一時的な子育ての助け合いを行います。

**対象** 「おねがい会員」市内又は時津・長与町にお住まいで、生後0か月～小学生までの保護者(事前登録が必要)  
 「まかせて会員」市内にお住まいで、自宅で子どもを預かることができる人(所定の研修を受講)

**援助内容** 保育所・幼稚園までの送迎や保育終了後の預かり、通院や冠婚葬祭など保護者の外出時の預かりなど

**利用料** 曜日や時間帯により、1時間700円～900円

**問い合わせ** ファミリー・サポート・センターながさき 長崎市社会福祉協議会(上町1-33) ☎829-6244 長崎市保育会(諏訪町9-12) ☎829-7714

### 2 病気や出産で子どもの面倒を見ることができないとき

**ショートステイ** 保護者が一時的に児童の養育が困難となった時に、概ね7日以内の期間で、児童を児童福祉施設でお預かりします。

**トワイライトステイ** 仕事等のために帰宅が夜間になる場合、児童を児童福祉施設に通所させ、生活のお世話をします。

**施設** 1歳～18歳未満 浦上養育院(石神町)、マリア園(南山手町)、明星園(磯道町)  
 0歳～18歳未満 光と緑の園(大村市) **問い合わせ** 子育て支援課・相談係 ☎829-1270

### 3 病児・病後児保育

お子さんが病気または病後回復中で保育所等に行けず、家庭で育児ができない場合に、お子さんを一時的にお預かりする施設です。

**中央橋子どもデイケア「あひるっこルーム」** 江戸町5-14 月香園ビル4階【ふくだこどもクリニックに付設】 ☎821-8867

**病児保育にこここルーム** 本原町1-23【中山小児科クリニックに付設】 ☎843-5327

**いなさ子どもデイケア「ボン クラージュ」** 弁天町16-7【平野医院に付設】 ☎861-1213 ☎0120-147-547

**病児保育室「あおむし」** かき道3丁目2-9【幼保連携型認定こども園かき道ビノキこども園に付設】 ☎838-5514

**病児保育「クローバー」** 滑石2丁目9-9【りゅうキッズクリニックに付設】 ☎865-6559

### 4 保育所等での一時預かり・一時保育

実施園の確認は →P26～29

保護者の方のいろいろな事情で、一時的に保育が必要なお子さんを、認可保育所等でお預かりします。保育時間や利用料は、各実施園で異なりますので、一時預かり・一時保育実施園へ直接お問い合わせください。

### コラム Column

### 乳幼児突然死症候群って何？

SIDS (Sudden Infant Death Syndrome) = 乳幼児突然死症候群

それまで元気だった赤ちゃんが、事故や窒息ではなく睡眠中に突然死亡する病気です。日本では、およそ6,000人～7,000人に1人の赤ちゃんがこの病気で亡くなっていると推定されています。生後2カ月～6カ月に多く、まれに1歳以上でも発症することがあります。

**SIDS から赤ちゃんを守るためのポイント**

SIDSの原因はまだわかっていませんが、「うつぶせ寝は避ける」「両親が煙草をやめる」「できるだけ母乳で育てる」といったことで発症リスクの低減が期待されています。

